

法」という)でも採用されていた⁽³⁹⁾。つまり、第一号被保険者は、条文上は、消去法によって定義されているにすぎない。

しかし、第一号被保険者や旧法下の被保険者に関して、消去法による定義以上の該当者の典型例が想定されていなかったわけではない。第一号被保険者についてみれば、「自営業者、農林漁業従事者、無職者等」が典型例として挙げられるのが通例であるし⁽⁴⁰⁾、旧法の被保険者についても、農林漁業従事者・商工業自営業者等を対象とするものと理解されていた⁽⁴¹⁾。したがって、旧法以来、現在に至るまで、第一号被保険者(旧法の被保険者)としては、被用者集団のように明瞭に職域で境界線が引かれてはいないものの、おおむね農林漁業従事者や商工業自営業者とその家族が念頭に置かれているといってよいであろう。

もちろん、旧法の被保険者や第一号被保険者に該当する者には、被用者年金制

(39) 制定当時の国民年金法は、その被保険者につき、つぎのように規定していた。

「第七条 日本国に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としない。

一 被用者年金各法の被保険者又は組合員（恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に関する条例の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む。）

（二号ないし五号は省略）

六 前五号に掲げる者の配偶者

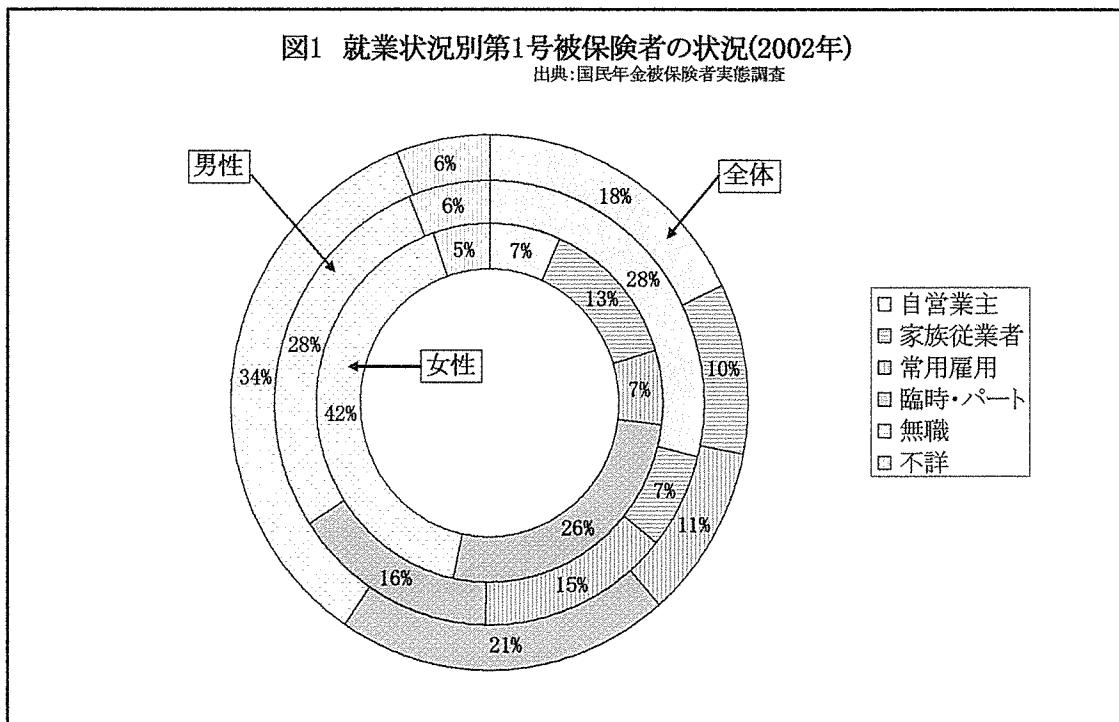
（七号は省略）

「被用者年金各法」の範囲は、その後の改廃や統合によって変化しているが、基本的な構造は現行の第一号被保険者の範囲の定め方と同じである。

(40) 西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）228頁。厚生労働省も、公的年金制度の概要を示すにあたって、第一号被保険者の具体例として自営業者等を挙げている（<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/index.html> 参照。2006年3月31日現在）。

(41) 喜多村・前掲注(2)書3頁・20頁。最近では、加藤智章他『社会保障法（第2版）』（有斐閣、2003年）71頁も同旨。もともと、旧法による国民年金制度の創設は、それまでに既に存在していた厚生年金保険制度などの被用者年金制度の適用を受けない「農民、商工業者、零細企業の被用者など」に、公的年金制度の適用を及ぼすことを目的としていた（1959年2月13日衆議院本会議および参議院本会議における坂田道太厚生大臣の法案趣旨説明。同日付官報号外衆議院本会議会議録14号179～180頁、同参議院本会議会議録12号152頁）。なお、旧法当時は、厚生年金保険は、個人事業所・法人事業所のいずれも、使用する被用者が常時5人未満のものは強制適用事業所ではなく、したがってそこで使用される被用者は強制被保険者ではなかったので、任意適用となっていた限り、旧法の被保険者となつた。したがって、旧法下では、自営業者等とあわせて、こうした小規模事業所の被用者も、重要な被保険者集団であった。この状態は、1986年4月から段階的に、非適用業種の法人の事業所や、法人の小規模事業所にも厚生年金保険（および健康保険）の強制適用が拡大されるまで続いていた。

度の対象となっていない国民(現行法上は日本国内に住所のある者)に公的年金制度の保障を拡大する趣旨から、農林漁業従事者・商工業自営業者等だけではなく、厚生年金保険制度等の被用者年金制度の適用を受けない被用者が入るし⁽⁴²⁾、無業者も入る⁽⁴³⁾(2002年現在の状況について、図1参照)。

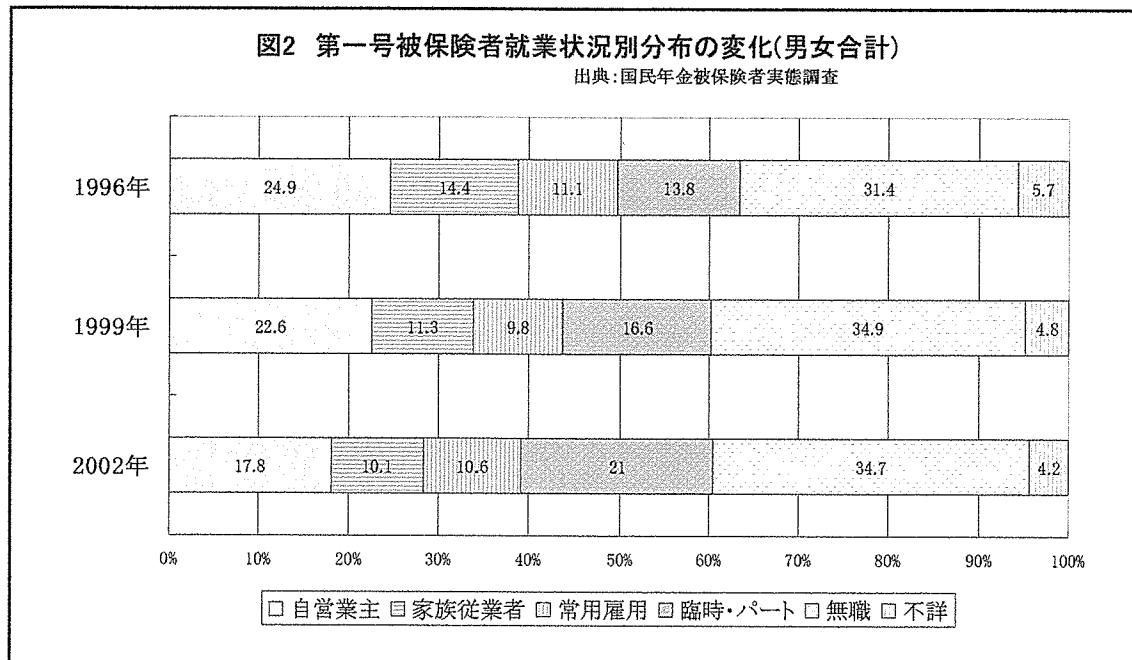


現在の第一号被保険者の場合は、学生や自営業者の専業主婦が無業者の代表例である。この10年ほどの間の目を引く傾向は、被用者であるにもかかわらず第一号被保険者である臨時・パート雇用の者の占める比率の増加である(図2)。男女別に見たとき、この傾向は女性により強く表れている(図3、4)。それでも、自

(42) たとえば、①厚生年金保険や共済組合の適用のない事業所に使用される常用の被用者、②厚生年金保険の適用事業所で使用されているが、適用除外者(日々雇用される者等)に該当し、かつ第二号被保険者の配偶者ではない者(短期の雇用や週あたりの所定労働時間が30時間に満たないパート・タイム雇用に断続的に従事するフリーターなどもここに入る)、③第二号被保険者の配偶者で厚生年金保険の適用事業所でパート・タイマーとして就労しているが、週あたりの所定労働時間が30時間に満たない等のために厚生年金保険の被保険者資格はないものの、年間の稼働所得が130万円を超えるために生計維持要件を満たさず、第三号被保険者とはならない者、がこの範疇に属する。

(43) 旧法につき、喜多村・前掲注(2)書23頁。なお、旧法下では、厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者の配偶者、具体的には専業主婦は強制的の被保険者ではなく、任意加入が認められる仁とどまっていた。

営業者とその家族従業者、および無業者の中に含まれている自営業者の専業主を



合計すれば⁽⁴⁴⁾、第一号被保険者の中で占める比重は相対的に大きい⁽⁴⁵⁾。

(2) このように、農林漁業従事者と商工業自営業者等を主たる対象として想定し、実際にもその比重が相対的に高いにもかかわらず、旧法の被保険者や第一号被保険者には、被用者年金制度の対象外の被用者や無業者(とくに学生)もが含まれている。それは、第一には、前述のように、国民皆年金の達成のために、旧法が、被用者集団に属さない者を包括的に旧法の被保険者とすることを課題としていたことによる⁽⁴⁶⁾。また第二には、国民健康保険と同様に、住所地を基準とする市町村への帰属関係に着目して保険関係を把握する仕組みを採用し、市町村を第一線の現年度の保険料徴収の事務担当としたことに起因する。地方分権改革の

(44) 1999 年の国民年金被保険者実態調査によれば、自営業者、その家族従業者および専業主婦の合計で、第一号被保険者の 46.5%を占める(学生は 13.2%)。2002 年の調査ではデータが明らかでないが、無職者に学生納付特例者が 13.7%いるので、状況は 1999 年とそれほど大きくは変わらないと推測できる。

(45) 第一号被保険者の中で、被用者、とくに臨時・パート雇用の者の比率が増加していることは、第一号被保険者をめぐる問題、とくにいわゆる「空洞化」の問題に新しい課題を提起しているといえよう。背景には、人件費圧縮のために、正規従業員ではなく、臨時・パートの利用を進めている企業の雇用政策があるのはいうまでもない。臨時・パートの被用者の扱いに関しては、第一号被保険者の枠の中で問題の解決を図るという方向もあるが、むしろ厚生年金保険等の被用者年金制度の適用の拡大によって根本的な問題の解決を図るべきであろう。その意味で、臨時・パートの形態で就労する者に関する公的年金の適用問題は本稿の検討の対象外となる。なお、パート・タイマーに対する厚生年金保険の適用に関しては、「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 16 法 104)附則 3 条 3 項により、「社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響並びに他の社会保障制度及び雇用に関する施策その他の施策との整合性に配慮しつつ、企業及び被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、この法律の施行後五年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」となっている。安部首相は、2006 年年 10 月 6 日の衆議院予算委員会において「再チャレンジの推進等々におきまして、非正規と正規雇用者の例え社会保険についての不公平を是正していくために、社会保険の拡大を進めていかなければいけないと表明し(衆議院予算委員会会議録 3 号)、これを受けて、2006 年 11 月 14 日開催の与党年金制度改革協議会は、2004 年改正法附則 3 条 3 項よりも前倒しで検討する方針を決定した。そして、厚生労働省は、週 20 時間以上働く人を厚生年金保険の加入対象とすることを目標としつつも、当面は①正規従業員の就業時間の 3 分の 2、すなわち週 26 ~ 7 時間以上勤務するパートタイマーで、②標準報酬月額が現行の厚生年金保険の下限である 9 万 8000 円以上であり、③ 2 ~ 3 年以上継続して勤務している者、に限定して適用を及ぼし、その後、段階的に対象者の範囲を広げる方針を提示している(2006 年 11 月 19 日付朝日新聞)。

(46) 厚生労働省提供の資料によれば、1955 年当時、厚生年金保険等の被用者年金制度の適用を受けていた者は、その配偶者を含めても、20 歳 ~ 59 歳人口の 28%を占めるにすぎなかつた。この比率は、被用者集団以外の者にも公的年金制度を整備することが当時どれだけ大きな意味を持っていたか想像させるに十分であろう。

一環として(「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11法87)200条による国民年金法の改正)、2002年4月1日から国民年金の現年度の保険料徴収事務⁽⁴⁷⁾は市町村から社会保険庁(実際には社会保険事務所)に移管されたが、保険関係把握の構造は従前と同じである。

けれども、現在、基礎年金の第一号被保険者の仕組みが直面している脆弱性(具体的にはいわゆる「空洞化」の問題)は、自営業者等を中心としながらも、就業状況等の属性の異なるいくつかの人的集団を一括して、住所地を基準とする市町村への帰属関係を軸に保険関係の成立や保険料徴収を行う制度設計であることに由来しているところが大きい。とりわけ、上述した地方分権改革によって、国民年金の現年度の保険料徴収事務が、市町村から社会保険庁(社会保険事務所)に移った結果、第一号被保険者を基礎年金制度に結合させる意味を有し、それゆえにこそまさに保険料徴収事務の基盤をなしていた、第一号被保険者と市町村との帰属関係が切断されてしまったことが、この脆弱性に一層拍車をかけることになる。実際、手帳送付による強制適用(1995年度から)や基礎年金番号の導入(1997年度)によって徐々に低下しつつあった第一号被保険者の保険料納付率は、社会保険庁(社会保険事務所)への現年度の保険料徴収事務の移管に伴い、大きく低下し、それ以後ほとんど横ばいで推移している(図5参照)⁽⁴⁸⁾。2003年度以降の保険料納付率の63%前後での推移の要因は、保険料免除の扱いの手直しや当該年度に新たに保険料納付対象となった者(新規加入者や保険料免除の対象外となった者等)の納付率などであって⁽⁴⁹⁾、2005年度に納付率が若干好転したのも、保険料免除の扱いに関する要因によるところが大きい⁽⁵⁰⁾。したがって、社会保険庁(社会保険事務

(47) 現年度に徴収できなかった保険料の徴収事務は、従前から社会保険庁(社会保険事務所)の事務であった。

(48) 2002年度の保険料納付率の大幅な低下の要因として、当時の社会保険庁は、①免除制度の改正(「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成12法18)による半額免除制度の導入)の結果、全額免除の対象者が半減し、保険料納付対象者が大幅に増えたこと、②市町村から社会保険庁(社会保険事務所)への現年度保険料徴収事務の移管にあたって、実務体制の整備に手間取ったこと、市町村が保険料徴収に利用していた納付組織(納税組合や自治会など)の仕組みの利用をやめたこと、③バブル崩壊後の厳しい経済情勢のために保険料負担能力が低下したり、離職率が上昇したことを挙げている(2003年7月24日の第22回社会保障審議会年金部会における社会保険庁の説明、および同部会資料)。

(49) 社会保険庁「国民年金の加入・納付状況」(2001年度～2005年度)。

(50) 社会保険庁「国民年金の加入・納付状況」(2005年度)。

所)への現年度徴収事務の移管による帰属集団(市町村)と第一号被保険者との切断による影響は依然として残存していると推測されよう。

(3) 押収のいくつかの国に見られるように、帰属集団の属性の違いを保険関係の成立や保険料徴収の事務のあり方にも反映させる途も考えられるところではあるが、国民年金・基礎年金(第一号被保険者)については、旧法以来現行法に至るまで、こうした考え方を探られていない。

実は、旧法の立案過程では、諸外国の制度を研究し(主として研究したのはイギリスであり、また西ドイツについても研究をしていた)⁽⁵¹⁾、また政党サイドでも欧米の調査をしていた⁽⁵²⁾。とくに、イギリスでも西ドイツでも、組織化されていない自営業者、とくに零細自営業者や農林漁業自営業者・従業者を対象とする年金制度構築や運営の困難さを指摘されていた⁽⁵³⁾。したがって、組織化された職域集団に焦点をあわせずに制度設計をし、実際に運用していくことは非常に難しいということは、おそらく立案当時から担当者には理解されていたものと推測される。

それでも、(旧)国民年金法以来、市町村を現年度保険料徴収事務の担当とすることにより、職域集団の代替として、地域社会を一種の帰属集団とすることが可能となる構造がとられてきた。そして、その基盤構造は、保険料徴収事務に納税組合や自治会を利用していた市町村では強化されていた。このことが一つの重要な要因となって、人口の多い都市部を除けば、保険料の納付率はおおむね良好な水準を維持してきたといえよう。しかし、既に見たように、現年度保険料徴収事務の社会保険庁(社会保険事務所)移管は、まさにこの基盤を崩してしまい、個々の(より正確には世帯単位での)第一号被保険者と社会保険事務所が個別に一対一で向き合う構造に組み替えてしまった。そのため、(旧)国民年金法の立法過程で指摘されていた、職域集団を媒介とせずに制度を運営することの難しさが顕在化したと考えることができよう。

(51) 社団法人日本国民年金協会『国民年金二十年秘史』(日本年金叢書 8)(社団法人日本国民年金協会、1980年)18～37頁(小山進次郎)。

(52) 社団法人日本国民年金協会・前掲注(51)書81～82頁(喜多一雄)。

(53) 社団法人日本国民年金協会・前掲注(51)書82頁(喜多一雄)。

4 総括と今後の検討課題

(1) 以上の考察をまとめると、おおむねつぎのようになろう。

第一に、法的な制度構造としては、原則として 20 歳以上 60 歳未満の国内に住所のある者を包括的に被保険者とする仕組みである基礎年金制度は、実態としては、第一号被保険者の集団と、職域で括られている第二号被保険者・第三号被保険者の被用者集団とに縦割りになっている。したがって、いわゆる「空洞化」問題の解決の施策(税方式への移行等の制度設計のあり方そのものも含む)を考えるにあたっては、第一号被保険者に的を絞る方向を模索する余地が十分に存在する。

第二に、旧法以来、第一号被保険者に該当する者は、法律上、消去法で定義されてはいる。しかし、第一号被保険者に該当すべき典型的な例として、農林漁業・商工業の自営業者とその家族が挙げられるのが普通であり、臨時・パート・タイマーを含む被用者や学生も対象となるものの、やはり自営業者等の比重は相対的に大きい。被用者や学生については別途の処方箋を検討しうることに鑑みると

⁽⁵⁴⁾、第一号被保険者全般ではなく、自営業者等に的を合わせて、その公的年金制度のあり方を考察する意義がある。

第三に、旧法や第一号被保険者の仕組みの弱点は、被用者年金制度のような職域の基盤を持たず、住所地を連結点として市町村(現在では管轄社会保険事務所)を基盤に保険関係の成立や保険料の徴収を行うところにある。こうした脆弱性は旧法の立法作業の中でも、当時の英独の調査によって認識されていたようであり、現在のいわゆる「空洞化」に関しても、依然として問題となっている。そうだとすれば、第一号被保険者のうちの自営業者等については、現行制度とは異なる連結要素に着目して、保険関係の成立や保険料の徴収のあり方を模索することが検討

(54) パート・タイマーについては、注(45)で触れたように、一定の条件を満たす場合には、厚生年金保険の適用を及ぼす方向で検討が進められている。これによって、第一号被保険者または第三号被保険者該当のパート・タイマーは、厚生年金保険の被保険者(したがって第二号被保険者)となって、その数は減少することになる。また、厚生労働省は、厚生年金保険の適用事業所で使用されているが、被保険者とならないパート・タイマー等であって第一号被保険者に該当する者について、事業主に給与からの国民保険料の源泉徴収および保険料納付義務を課すとともに、低収入のパート・タイマー等には保険料免除や納入猶予の申請を勧める義務を課すことを検討している(2006年11月22日付朝日新聞)。この対応策は、これまで職域で括らずに、自営業者等と同じ範疇(第一号被保険者)に置かれていたパート・タイマー等を、第一号被保険者のまま、職域集団である被用者集団に含める方向で考えることを意味していると理解することができよう。そこから、こうしたパート・タイマー等を使用している事業主に給与からの国民年金料の源泉徴収と納入義務を課すという発想が導き出されていると考えられる。被用者保険の社会保険料等に関しては、事業主に給与からの保険料(ただし被保険者負担分)の源泉徴収と納入を義務づけているが、それは保険料徴収コストの節減と保険料徴収の確実性を狙ってである。上記の厚生労働省の考え方と同じ狙いを持つといえよう。ただ、被用者保険の場合には、事業主自身も保険料負担義務を負っており、そのことが事業主の(被保険者負担分も含めた)保険料納入義務と結びついていると考えられるのに対し、第一号被保険者たるパート・タイマー等の場合には、保険料の事業主負担がない。そのため、事業主が納入義務を負うことに対する根拠づけが弱いように感じられる(前記・朝日新聞の記事も企業側の抵抗が予想されるという)。もっとも、事業主負担のない所得税・市町村民税(住民税)に関しては、日給・時間給で短期(2ヶ月以内)で雇用されるのでない限り、パート・タイマー等についても既に事業主に所得税の源泉徴収義務が課されているから、第一号被保険者たるパート・タイマー等の国民年金保険料もそれと同列に考えるということになるのであろう。国民年金保険料も、国税徴収の例によって強制徴収をする(国年95)ことに鑑みれば、局面はかなり異なってはいるが、国税である所得税と同様の源泉徴収義務を事業主に課すという発想にも合理性があるといえるのかもしれない(パート・タイマー等の保険料徴収の一層の民営化という見方もできる)。この発想を帰属集団の主体から保険料を徴収すると再構成して、税にとらわれずに展開させれば、学生については、その在学する学校に保険料徴収を行わせるという考え方もないではない。

に値しよう。現に、こうした試みは始まっている⁽⁵⁵⁾。

(2) 本稿では、国民年金(基礎年金)の第一号被保険者をめぐる問題を、従来とはやや視点を変えて、自営業者の公的年金制度という角度から眺めてみるという試みである。実は、第一号被保険者の中で相対的に大きな比重を占める自営業者等をめぐる法的課題と施策の考察を試みるようとしても、残念ながら社会保障法学は、自営業者に焦点を当てた研究にはそれほど取り組んできていはない。また、公的年金制度の制度設計や政策を検討するにあたって、有用性の非常に高い比較法研究も、自営業者に関する成果は乏しい。したがって、本稿のような視点から考察をさらに進めるためには、その基礎となる研究作業として、欧米主要国の自営業者を対象とする公的年金制度について研究を深めることがまず必要である。

また、自営業者を対象とする公的年金制度の制度設計や政策を検討するにあたっては、自営業者に適用される税制との密接な関係にも注意を払う必要がある。たとえば、既に述べたように、現行の基礎年金では、(保険料免除の対象となる低所得者を除けば)所得の多寡にかかわらず保険料は定額であり、これに対応し

(55) 2002年度以来の保険料納付率の低迷に対する対応策として、一方では、社会保険庁(社会保険事務所)への現年度保険料徴収事務移管以前に、帰属集団としての役割を果たしていた市町村との連携の再構築が行われつつあるが(①2004年10月からは、市町村の協力で所得情報を得ることができるようになり、さらには②国民健康保険の保険者たる市町村との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨を実施するとともに、やはり国民健康保険の保険者たる市町村との間で被保険者資格に関する情報の相互提供を検討し(社会保険庁2006年度事業計画)、③市町村が他の公金とあわせて保険料の収納できるようにすることを検討する等(社会保険庁2006年度事業計画))、他方では、職域集団に着目して保険料徴収の実を挙げようという方向も採用され始めている。すなわち、同業者団体等への保険料収納の委託が方策として挙げられ(社会保険庁2005年度事業計画)、それを具体化して、商工会および都道府県商工会を納付受託者(国年92の3～92の6)に指定することを開始している(社会保険庁2006年度事業計画)。また、同業者団体を基礎とする国民健康保険組合に対して、国民年金への加入や口座振替等の加入・納付促進への協力依頼も計画されている(社会保険庁2006年度事業計画)。これらは、保険料収納事務の一層の民営化である。これとの関連では、現在検討されている社会保険庁の解体と公的年金の保険料収納機関の構想では、市場化テストや民間委託による収納事務の民営化を中心となっているようであるが、職域集団等の第一号被保険者の帰属集団に着目しない民営化が有効性を持つのかについては検討の余地があろう。そもそも収納率向上の成果と緊密に連結する報酬体系を採用した場合に、第一号被保険者と職域集団等とで繋がりを持たない民間事業者が、収納困難な被保険者に対して熱心に働きかけるかは疑問である。元々収納可能な被保険者を顧客にした方が収納率が向上するからである。その弊害を避けるためには、報酬体系に工夫を要するし、納付を容易にするための措置をある程度裁量で被保険者に事業者が提案できるようにする必要もある。しかし、公的な性格を持つ保険料についてこうした裁量を事業者に付与することは困難であろう。

て年金給付も定額制である。かりに、所得額に一定率を乗じる方式で保険料を賦課し、年金給付を算定するとすれば、税制上、自営業者の所得をどのように把握するのか、そしてそれをいかなる方法で公的年金の保険料賦課や年金給付算定に反映させるかを検討しなければならない。けれども、税制との関わりを意識した自営業者の公的年金制度上の扱いについての社会保障法学における理論の蓄積は必ずしも十分ではない。ましてや、欧米諸国の比較法研究となると、既存の研究は非常に乏しいのが現状である。

さらには、そもそも自営業者が、被用者集団と同じ公的年金に対する期待やニーズを持っているのかも、制度設計や政策を考える上では重要な論点である。これは、従前から論じられている論点ではあるが、公的年金の一元化が華々しく議論されている現在、改めて考えてみる必要のあるところである。しかし、この点についても、わが国の社会保障法学はあまり关心を有していないし、比較法研究もほとんど見られない。

以上のような状況に鑑みれば、今後の課題は、自営業者の公的年金制度を正面から取り上げて、欧米諸国の比較法研究を手始めとする基礎的な研究を蓄積することである。それを基盤とすることによって、自営業者を含むわが国の基礎年金の第一号被保険者の制度の設計に関する研究をさらに発展させていくことが可能となろう。

第3章 ベルギーにおける自営業者の年金制度－概要と問題点－

神戸大学 関根由紀

はじめに

本稿は、2007年3月初旬にブリュッセルにて行った自営業者社会保険事務局(INASTI)及び社会保障連邦サービス、自営業者課(SPF Sécurité Sociale, Direction Indépendants)での聞き取り調査¹に基づき、ベルギーにおける自営業者の年金制度の概要を自営業者の社会保障、及び一般的な年金制度に位置づけながら報告する。

ベルギーの社会保障制度において特徴的のは、社会保障連邦サービス（旧「社会問題、公衆衛生及び環境省」が2000年の連邦政府近代化・再編成により「社会保障連邦サービス」(SPF SS)と「公衆衛生、食品衛生および環境連邦サービス」に分離されてできた）により、社会保障全体に関する包括的な制度設計・運営が行われており、その面では職種・職域による独立制度が複雑に併存するフランスと異なること、そしてそれに関連して全ての社会保険（家族手当、疾病・障害保険、老齢年金、および労働者に関しては失業、労働災害・職業病）に関して一括した社会保険料が徴収され、社会保障運営委員会（Comité de gestion de la sécurité sociale）によって各制度に財源が振り当てられていることである。

また、中央集権的な社会保険制度運営が可能とすることかもしれないが、近年の政府機関の所有する様々な情報の高度な電子化、ネットワーク化に伴う包括的な被保険者情報の把握も特徴的である。これにより、被保険者本人（特に自営業者）の行う自己申告の回数や範囲を極力縮小し負担を軽減することと、保険者の事務処理負担の軽減を図るとともに、申告漏れや保険料未納のリスクを最小限に抑えることに成果を挙げている。ただしこのような詳細且つ包括的な情報網を構築し軌道に乗せるまでに十年以上の歳月がかけられており、段階的な導入により国民の個人情報保護に対する警戒心を克服することに多くの労力が必要とされたことが、ヒアリング中強調された。

1. ベルギーに関する基礎情報

¹ INASTIではM. Parée氏、SPFSSではJ-P. Leroy氏が対応して下さった。

- ・ 国土 : 30,528 平方 km (四国の面積と約同等)
 - ・ 人口 : 10,379,067 (2006 年 7 月現在)
 - 14 歳以下: 16.7% (男 883,254/女 846,099)
 - 15-64 歳: 65.9% (男 3,450,879/女 3,389,565)
 - 65 歳以上: 17.4% (男 746,569/女 1,062,701) (2006 年統計)
 - ・ 出生率 : 1.64 (2006 年)
 - ・ 人口増加率 : 0.13% (2006 年)
 - ・ GDP 実質成長率 : 2.5% (2006 年)
 - ・ 1 人あたり GDP: \$31,800 (2006 年)
 - ・ 労働力人口 : 489 万人 (2006 年)
 - 農業: 1.3%
 - 産業: 24.5%
 - サービス業: 74.2% (2003 年)
 - ・ 失業率 : 8.1% (2006 年)
- 以上 CIA-World Factbook より <https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/be.html>
- ・ 自営業者数 : 867,268 人 (2005 年; INASTI 統計) / 労働力人口: 17.7%
 - (内訳: 添付 INASTI 資料参照)

ベルギーは、EU、EC 本部を含め NATO などの国際機関も席を置く近代的国際都市ブリュッセルを首都とし、地理的にも機能的にもヨーロッパの中心に位置している。国土は四国と同じくらいの大きさであるが、ドイツ、フランス、オランダに接し、3 カ国語を公用語とする。南北に分かれるフランス語圏とオランダ語圏は 1830 年のベルギー独立以来、緊張関係にあり、近年憲法改正による権限分配も行われ連邦国家化が進んでいる。社会保障制度に関しては中央政府 (SPF Sécurité Sociale・連邦社会保障サービス) が全体制度に関する権限を持つ。

ベルギーの社会保障は、家族手当、疾病・障害保険、老齢年金、および労働者に関しては失業、労働災害・職業病を対象とし、従属関係に基づく一般賃金労働者の制度と、自営業者の制度でそれぞれ異なった制度設計となっている²。

² 基準となる「従属関係」(lien de subordination)に関しては、日本と同様、就業の実質に基づき判断され、多くの判例法が形成されている。(参照: J.-F. Funck *Droit de la Sécurité Sociale*, Larcier, 2006, p. 107-112)

2. ベルギーにおける自営業者の社会保障制度

自営業者の社会保障に関する基本法は 1967 年制定の「自営業者の社会保障 (statut social) に関する国王令」である。

2.1. 自営業者とは：

自営業者とはベルギー国内で職業活動を行う自然人で、労働契約（雇用契約）または公務員制度の下ではなくそれを行う者。つまり一般賃金労働者（被用者）と公務員を除く就労者は全て自営業者となる。また職業活動が突然的ではなくある程度の継続性があり、営利を追求する活動であることが要件となる。

自営業者の把握は、税法上の所得申告において、ある項目の下で収益を申告している場合は自営業者であるという推定が働く：産業・商業・農業事業の事業所得、自由業、管理者、共同経営者報酬、等。この推定は反証を許す。

上で述べたとおり、ベルギーにおいては近年、政府機関の所有する情報に關し、高度のデータベース化が進められ、「情報銀行」(Banque carrefour)と呼ばれる巨大データベースに国民に関するあらゆる情報が各関係機関から伝達され、逆に各政府機関が特殊パスワードを用いてアクセスでき、当該機関の業務に必要な情報を入手できるシステムとなっている。社会保障関連では更に下部情報網として「社会保障情報バンク」(Banque carrefour de la Sécurité sociale)が存在し、各被保険者に対し「社会保険 ID カード」(Carte SIS) が交付される。各社会保障制度に必要な情報がやり取りされ、医療機関等、関係機関も SIS カードを下に被保険者に関する必要な情報を瞬時に入手できる。こうした情報バンクを介した情報交換以外に、税務官庁は自営活動に関する所得申告情報を自動的に INASTI に伝達し、それに基づき自動的に自営業者の把握が行われている。

2005 年には 71,588 件の自営業活動に関する所得情報がこうして税務官庁から INASTI に送信され、そのうち 58,5% に関しては自動処理が行われた。残りの所得情報に關し、他の情報バンクへのアクセス、及び本人への質問表に対する回答に基づき、判断される。これらを経て、まだ自営業者であるかどうか確定できない場合には、「社会調査」(enquête sociale)により最終的な判断が下される。このような社会調査は、2005 年に行われた監督業務の 69.7% を占める³。

新聞記者、著作権者等、他の制度の下で同等の保護を受ける場合は加入を免除される。

自営業者として活動開始した際、又は INASTI により自営業者と断定された者は 3 ヶ月以内に社会保険基金に加盟する義務があるが、これを行わなかった

³ “Rapport Annuel 2005”, INASTI, p. 9, p. 71

場合に、30日以内に基金に加盟するよう勧告する内容証明文書をINASTIにより送付される。30日後に未加盟の場合には、自動的にINASTIの内部に設置された「全国付属社会保険基金」(Caisse nationale auxiliaire)に加盟させられる。2005年にINASTIは加盟勧告を1,655通送付した⁴。活動停止した場合には15日以内に基金に申請し、保険料支払を停止する。

2.2. 補助者 :

(1) 配偶者 : 事業経営者の配偶者を除き、又は独自に経済活動を行い社会保険制度に加入している場合を除き、自営業者の配偶者（法律婚、事実婚に関わりなく）は補助配偶者であると推定され、2003年以降独自の「ミニ社会保障制度」(ministatut)に強制加入させられていた。ミニ制度は、疾病障害保険（部分）、障害者保険、出産給付のみを対象としていたが、2005年7月1日以降、年金、家族手当及び医療保険（全部）を対象とした「マキシ制度」(maxistatut)への加入が、配偶者補助者に対しても義務となった（経過措置あり）。

当初は、補助配偶者の権利は付隨的権利でしかなく、離婚・別居の場合、非常に小額の離婚配偶者年金が受給できるのみで、十分な保護が受けられないことが問題となつたため、1990年以降、独自に任意加入できることとなっていた。ただし実際の加入数は非常に少なかつたため、2003.1.1から強制加入となった。2005.7.1以降は、自営業者本人と同等の maxistatutへの強制加入となつた。

補助業務をしていない配偶者は、その旨を「名誉申告」(déclaration sur l'honneur)することにより、強制加入すなわち保険料負担を免れる。この場合は、扶養家族としての給付（一般被保険者の被扶養者と同様の給付）を受給できる。

(2) その他の補助者 : 突発的ではない補助者（20歳未満で家族給付を貰っているアルバイトは除く）。

2.3. 社会保障の財政 :

ベルギーの自営業者に関する社会保障制度の財源は自営業者の保険料と国庫負担のみである。フランスのような、被用者制度からの財政調整は行われない。ただし、J-P. Leroy氏（連邦社会保障サービス SPFSS）の指摘により、自営業者の70%～80%は被用者保険に加入している時期もあり、被保険者本人の職業生活において財政調整は行われているという。

保険料は自営業者が所得に応じて（応能負担）計算された保険料を自ら納

⁴ 同 p. 10

付する。保護の内容に比して、保険料納付の負担は重い（所得水準に応じて 14.16%～19.65%）と一般に感じられている。この保険料は、全ての保険事故に対する包括的な保険料であり、例えば日本やフランスのように制度毎の保険料計算はされない（被用者制度の保険料率は本人負担 13.07%+使用者負担 24.77%＝合計 37.77%）。

保険料の算定基礎となるのは、税務署に申告された所得である。ただし自営業者の所得は変動が激しいため、一年単位の所得を基礎とし、課税の 2 年後（実所得年の 3 年後）の保険料の算定基礎となる。そのため、収益が著しく減った場合に支払が困難になる。このような場合には「保険料免除委員会」による審査に基づき保険料が免除される。保険料免除委員会は中小企業省（現経済、中小企業、中産階級連邦サービス；SPF Economie, PME, Classes moyennes et Energie）に設置されている。この申請は、所得が減少した四半期後 12 ヶ月の間に行う。経済的事情により保険料負担を免除された期間は、疾病障害保険、家族手当による保護は継続するが、1980 年改正以降、年金受給権の資格期間、年金額の計算においては考慮されない。年間約 19,000 件の免除申請がされている。

包括的社会保険料の保険料率は自営業が主たる収入源（principal）であるか、補完的（complémentaire）であるかにより異なる：

	年 収	保 険 料
Platform 2		0 %
Platform 1	$\downarrow + (\text{年収} - \text{Platform1}) \times 14.16\%$	
9,349 ユーロ	$\text{年収} \times 19.65\%$	$9,349 \text{ユーロ} \times 19.65\% = \text{保険料}$

- 自営業が主たる収入源である場合：
 1. 年収 9,349 ユーロ未満：定額 9,349 ユーロ $\times 19.65\%$

2. 年収 9,346 ユーロ～plafond 1 : 年収 x 19,65%
3. 年収 plafond1～plafond2 : ↑+(年収・plafond1) x 14,16%
4. 年収の plafond2 を超える部分に関しては 0%

➤ 自営業が補完的収入源であるとき：

保護は他の制度の下で受けているという前提で保険料賦課の有無が判断される。一定額以上の所得が認められる場合には、通常の保険料率での保険料が発生し、自営業者制度の下での年金受給権も発生する（被用者制度の下での年金給付と併給する）。中間的所得の場合は、一定の保険料が発生するが保障は受けられないため、単なる連帯的財政負担となる。

- 年金受給年齢（65 歳）又は、早期受給（35 年の加入期間が条件）後の活動で一定額以下の所得の場合、同じ保険料率で下限なしで適用される。
- 自営業開始時には 3 年間、定額保険料を払う。
- 就労不能期間：疾病・障害による就労不能期間中は保険料は発生しないが医療保障は継続する。ただし、老齢年金の資格期間として計算される。
- 保険料支払義務：保険料額は年間単位で計算され、四半期毎に支払通知が送付され、それに基づいて支払う。（通知が来なかつたことは支払をしない理由として認められず、延滞金が発生する（四半期中に支払われなければ 3 %；年度末に未払い保険料の 7 %；最終的には労働裁判所への出頭を命じられる。補助者に対し、自営業者の連帯責任、管理者の保険料に対し法人の連帯責任等が法定されている。
- 保険料の強制徴収：内容証明郵便による支払勧告：自営業者が不服申立・支払猶予期間を申請しない場合、基金は強制執行文書(contrainte)を発行するか、労働裁判所に告訴することができる。
- 強制執行文書；労働裁判所の判決は差押さえにより、強制執行できる。
- 強制執行以外に、保険料債権は、公課税、裁判費用、労働者の賃金債権に次ぐ優先順位を有する。

2.4. 自営業者の年金制度

➤ 年金行政を行う機関：

- SPF Securite Sociale, Direction Independants（連邦社会保障庁、自営業者課）：2003 年の省庁再編の際、「社会問題、公衆衛生および環境省」の分裂により新たに「社会保障連邦サービス」として発足：社会保障の制度立案・解釈・周知を行う。

自営業者に関しては、自営業者課（Direction Indépendants）が管轄し、自営業者の社会保障基金の監督、自営業者の社会保障に関する調査を行

う監督課(Service d'Inspectio)を有する。年金数理課(Actuarial)では社会保障財政に関する数理計算を行う。

- INASTI (自営業者社会保険事務局) : 自営業者の社会保障の実施機関。
自営業者の加入を監視し、加入者記録、財政処理等を行う公的機関。
- 自営業者の社会保障を行う各基金 (最低 10,000 人の加入者が必要) : 民法上の非営利組織法人であり、10,000 人以上の自営業者団体により設立され、認定を受けなければならない。INASTI 内にもこのような基金が設けてあり、特に希望する基金がない自営業者が加入できる。保険料の徴収事業を行い、加入者へのサポートもする。保険料の未納に関しては、故意未納に関する故意があった場合には 3 年遡って徴収できる。しかし故意が認められない場合は 6 ヶ月で時効となり、行政側のミスにより未徴収であった場合には、過去に対する保険料徴収、及び給付返還請求はできない。
- ONP(国家年金局):INASTI により財源を提供され、年金の支給を行う。
 - 老齢年金の支給 : 65 歳 (女性は 1997 年～2008 年にかけて 60 歳から 65 歳に引き上げられる) から老齢年金が受給できる。35 年以上の加入期間がある場合は 60 歳から支給開始が可能 (7%～1% の減額がされるが 44 年の加入期間があれば減額はされない)。
 - 年金額 : 老齢年金の額は、加入期間中の所得水準の一定割合 (所得代替率) であり、家族状況が考慮される。1984 年までは、保険料のみが所得に応じて計算され、老齢年金の額は定額であったため、公平性に欠けていた。このため、1984 年 1 月 1 日以降、年金受給額も所得に比例して計算されることになった。満額年金を受給できるには、45 年の資格期間が必要とされている。
 - 資格期間年数は、[加入四半期数 ÷ 4] であり、満額年金に対するその 45 に対する割合が年金受給額となる。(A)
 - 平均年収 (B) (時期 1984 以前 ; 以後 ; 1996 年以降) 平均年収が一定額以下の場合には最低額が定められている (30 年以上の加入期間が条件)。
 - 家族状況 (複数世帯であるか単独世帯であるか) により、平均年収代替率が 75%、又は 60% として計算される。(C)
 - 62 歳以降 ; 42 年以上、活動継続した場合には一定額が加算される。
 - 在職年金 : 自営業者の約 12% は、年金受給開始年齢 (65 歳) を超えても働き続けている (被用者の場合は 2～3%)。この際、老齢年金を受給しながら得られる所得には上限が設けられており、その上限を 15% まで超えて所得を得ている場合には支給停止となる。上限額は、扶養する子がない場合に年間 5,937 ヨーロ、扶養する子がある場合に年間 8,905,89

ユーロである。高齢化による年金財政の逼迫に伴い、老齢年金を受給しながら得られる事業所得額の上限を引上げる議論がされている。

- 「無条件老齢年金」(pension inconditionnelle) : 1984 年以前の制度で、一定額以上の保険料負担に伴い、資格期間に応じて無条件に受給権を取得する年金（一種の積立式の定額年金）。所得があっても受給できるが、通常の老齢年金と併給できないため、所得がなく老齢年金額のほうが高い場合には、老齢年金（のみ）を受給する。
- 「最低年金額」(pension minimum)満額年金が受給できる資格期間（45 年）の 2/3 以上の資格期間を有する場合には、最低年金額が保障されており、資格期間の長さに応じて受給する。例えば、資格期間が 45 年であれば最低年金の 100% が受給でき、30 年であれば最低年金の 75% が支給される。最低年金額は、年間平均所得が約 18,000～19,000 ユーロ（2007 年 2 月現在の最低年金額 : 11,952.59 ユーロ/年＝満額 45 年の場合）であった計算となるため、長い資格期間を有するが年間平均所得が定額の者にとって有利である。
 - 遺族年金：自営業者の遺族配偶者に支給される
 - 支給要件の審査 : INASTI が行う。
 - 支給要件 : 45 歳以上（又は生計維持する子がいる ; 66% 以上の就労不能）であり、1 年以上の婚姻期間（又は婚姻から生まれた子がいる ; 婚姻後の事故による死亡）を有することが受給の条件となる。再婚した場合は支給停止される
 - 支給開始 : INASTI に申請し、決定を受け ONP より支払われる。
 - 任意保険 : pension complémentaire libre
 - 任意に 8.17%～9.40%までの保険料を納め、認定された保険会社；金融機関；共済組合に納付し、追加年金を受給できる。一部を連帯基金に納め、事故・病気による就労不能の際の所得保障を受けることもできる (cotisation de solidarité)。1981 に最初の任意保険が創設されたが、規制が厳しく制度の数も少なかったため、利用は限られていた。2004 年に施行された、2002 年 12 月 24 日の法律により、「任意個人年金」が大幅に自由化され、銀行保険監督機関 (Commission bancaire et financière des assurances) により認可された民間金融機関による任意個人年金制度が大幅に増加した（現在約 135,000 存在する）。現在、被用者の約 1/3、自営業者の 1/5 がこのような任意の団体保険に加入している。
 - 情報公開 : 2004 年に、年金に関わる公的機関が打ち出した「44 計画」に基づき、2010 年までに、55 歳以上の被保険者には自動的に、受給できるであろう年金見込額を示した文書が送付され、55 歳未満の被保険者も、インタ

一ネット上で任意に将来受給できるであろう老齢年金見込み額の算定を求めることができるシステムが構築される。現在でも、55歳以上の被保険者は「年金情報サービス」(Service Info-pension)に将来の老齢年金見込み額を算定してもらうことができる。

3. EU の社会保護及び社会統合に関する報告書（2007）

少子化、高齢化に伴う社会保険制度の財政難、維持可能性に対する危惧はEU諸国において共通の課題となっており、EU委員会はこのたび、この問題を総合的に検討するべく、各国から報告書の提出を求め、それに基づき理事会に報告書を提出した (*Communication de la Commission au Conseil, au Parlement européen, au Comité économique et social européen et au comité des régions, Proposition de rapport conjoint 2007 sur la protection sociale et l'inclusion sociale : COM(2007)13 final*)。この報告書のためのベルギーの報告では、ベルギーにおける年金財政の維持可能性が優先的政策目的になっていることを確認した上で、貧困ラインおよび公的扶助との関係で最低年金額を見直した（年金額を引上げた）ことと共に、就業年齢を引上げるために、「世代間協定」(*Pacte entre les générations*)を締結し、62歳以降の就業を促進する措置を講じていること、また社会保険全体の財政を健全化することが年金財政の維持可能性に直接影響していること（ベルギーでは社会保険は包括的に運営されている）が記されている（報告書添付）。またEU委員会の報告書でも、年金財政の健全化のために、就業人生を延長することの必要性が強調されている。自営業者が、被用者と比較して平均的に就業年齢が高いことも、一つの検討材料となり得るのではないかと考える（EU委員会報告書添付）。

添付参考資料：

- INASTI Rapport annuel 2005 : p. 9, 10, 27-30 (2005年度収支 : 125,046,000ユーロ黒字), 71-73
- BELGIQUE (*Situation actuelle et principales tendances*)
- *Communication de la Commission au Conseil, au Parlement européen, au Comité économique et social européen et au comité des régions, Proposition de rapport conjoint 2007 sur la protection sociale et l'inclusion sociale : COM(2007)13 final*

CONTROLE DE L'ASSUJETTISSEMENT ET DE L'OBLIGATION DE COTISER

LES TRAVAILLEURS INDÉPENDANTS

Assujettissement

Outils de dépistage

Pour dépister les travailleurs indépendants, l'INASTI se base en premier lieu sur les données de revenus que lui communique l'Administration des contributions.

D'autres outils ont été développés au cours des dernières années : le fichier TVA du Service public fédéral Finances et la banque de données d'Euro DB qui contient des informations détaillées sur les sociétés et leurs mandataires. Il faut citer aussi la Banque-carrefour des Entreprises (BCE) qui permet notamment de constater si des personnes physiques sont inscrites au Registre de commerce (ou guichet des entreprises), à la TVA ou à l'ONSS en qualité d'employeur.

Le SPF Finances demeure toutefois la source la plus importante. La nouvelle application informatique développée en 2004 ayant atteint sa vitesse de croisière en 2005, un nombre toujours plus grand de données de revenus peuvent être traitées automatiquement.

En 2005, l'INASTI s'est vu communiquer 71.588 données de revenus pour lesquelles il y avait lieu de vérifier si les revenus concernés découlait ou non d'une activité de travailleur indépendant. 58,5 % de ces données ont pu faire l'objet d'une décision prise sur la base d'un traitement automatisé. Pour les données de revenus restantes, l'INASTI consulte tout d'abord les banques de données disponibles. L'intéressé reçoit ensuite un formulaire à remplir et, si les résultats ne sont toujours pas satisfaisants, l'Inspection procédera finalement à une enquête. En 2005, ce type de mission a représenté 69,7 % du volume de travail de l'Inspection.

Au cours de la même année, 72.633 données ont été traitées.